

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

2024年に開催する第78回国民スポーツ大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)国民スポーツ大会委員会において決定する。
(注) ①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足					
(1)	参加資格							
ア	日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2) 所属都道府県」に定める各期間とする。						
	(7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」[以下、「特別永住者」]を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 [1] ・国スポにおける、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国スポに参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。					
	(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者							
	a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・ 本号(イ)及び次号(ウ)でいう「学校教育法」第1条に規定する学校」(以下「第1条校」)とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。						
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。	・ 大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 <table border="1"><tr><td>(※)在留資格</td><td>考 え 方</td></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td rowspan="3">中学3年生及び高等学校等に在籍する者</td></tr><tr><td>留 学</td></tr><tr><td>定 住 者</td></tr></table>	(※)在留資格	考 え 方	家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者	留 学	定 住 者
(※)在留資格	考 え 方							
家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者							
留 学								
定 住 者								
(ウ)	成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者							
a	少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。 [2]		[2] ・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国スポに参加できない。 ・第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。					
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。	・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国スポに参加できない。 [3]	[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。					
	[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国スポに参加できない。						

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。
A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国スポに参加できるでしょうか。
A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。

Q.4 成年種別に少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」のどちらが適用されますか。
A.4 参加資格を判断する際は、当該年4月1日時点での年齢が少年・成年種別年齢域のどちらに属するかで判断することとなり、どちらの種別に出場するか、高校生であるか否か等は参加資格を判断する際の要件にはなりません。このため、成年種別に参加する選手が18歳未満(少年種別年齢域)の場合は、「少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者」の要件を満たすことが必要となります。

Q.5 中学生の時「第1条校」に1年以上在籍実績がある場合は、高校1年生でも国スポに参加できるでしょうか。
A.5 中学生の時であっても「第1条校」に1年以上在籍実績がある場合は、(1)参加資格－ア－(イ)－aに該当するため、国スポに参加できます。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ 第77回又は2023年開催の特別大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。	・ 第77回大会とは、2022年に開催された各季大会 →冬季大会(秋田県・栃木県) ・ 特別大会とは、2023年に開催された各季大会 →冬季大会(岩手県・秋田県)/本大会(鹿児島県)	
(ア) 成年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 特別大会参加者:2023年度以降(冬季大会は2022年度以降)に卒業した者 第77回大会参加、特別大会不参加者:2022年度以降(冬季大会は2021年度以降)に卒業した者 ・ ここでいう第1条校とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 特別大会参加者:2023年5月1日以降、2024年4月30日まで(冬季大会は2022年5月1日から2023年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[4] 第77回大会参加、特別大会不参加者:2022年5月1日以降、2024年4月30日まで(冬季大会は2021年5月1日から2023年4月30日まで)に手続きを完了した者	[4] 2024年4月30日(冬季大会は2023年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2024年5月1日(冬季大会は2023年5月1日)以降に法的に行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・ 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 [5] ・ 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [6]	[5] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。 [6] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)	・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

- Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
- A.1 国スポは都道府県対抗の総合競技会のため、国スポの選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会の会長(代表者)が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。つまり、国スポの選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会会長(代表者)に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育・スポーツ協会へお問合せください。
- なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。
- Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
- A.2 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育・スポーツ協会へ所定の手続きを行います。ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。
- ※ 少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格		
(イ) 少年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。	- 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 - 特別大会参加者: 2023年度(冬季大会は2022年度)に卒業した者 第77回大会参加、特別大会不参加者: 2022年度以降(冬季大会は2021年度以降)に卒業した者 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。	- 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。[7] - 特別大会参加者: 2023年5月1日以降、2024年4月30日まで(冬季大会は2022年5月1日から2023年4月30日まで)に法的手続きを完了した者 第77回大会参加、特別大会不参加者: 2022年5月1日以降、2024年4月30日まで(冬季大会は2021年5月1日から2023年4月30日まで)に手続きを完了した者	[7] 2024年4月30日(冬季大会は2023年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2024年5月1日(冬季大会は2023年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2『一家転住等』に伴う特例措置)による。) [注] 当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。	- 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。[8] - 特別大会参加者: 特別大会終了後(2023年10月以降、冬季大会は2023年1月又は2月以降)、第78回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第77回大会参加、特別大会不参加者: 第77回大会終了後(2022年10月以降、冬季大会は2022年1月又は2月以降)、第78回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者	[8] 所定の手続きについては、10頁「別記2『一家転住等』に伴う特例措置」1-(3)を参照すること。
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 (別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)	- JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[9] - 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。[10]	[9] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [10] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会: 2024年10月15日、冬季大会: 各競技会終了時)を指す。
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)	後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。

ただし、(1)参加資格一ウー(ア)もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。

Q.2 2023年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国スポにおいては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」(「新卒業者」)の対象としておりません。

※ 成年種別(2頁参照)と共通する内容となります。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	- 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [11] - この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] - 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民スポーツ大会開催基準要項細則『国民スポーツ大会実施競技及び参加人員』」に基づく。	[11] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。 [12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く) また、大会が異なる場合は、監督と監督でそれぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の監督」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く)
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	- 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 - 第78回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。	
キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スボ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。		
ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(7) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	- 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 - ブロック大会 [13]、[14] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。	[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 [14] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)
(7) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること	選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	
(7) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。	選手が監督を兼任する場合も同様に扱う。また、監督を交代する場合、交代後の監督についても条件を満たす公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有していなければならない。[15]	[15] 2024年4月1日(冬季大会は2023年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2025年3月31日(冬季大会は2024年3月31日)以降であること。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？

A.1-1 できません。

上記(1)参加資格ーオ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)」または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 第78回冬季大会はスケート競技、第78回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか。

A.1-2 できません。

上記(1)参加資格ーカ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第78回冬季大会及び第78回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 同一競技・種別において異なる種目に出場することは可能ですか？

A.2 できます。

一方で出場する全ての種目において予選会から含め、大会に参加できることなど、条件付となりますので、必ず当該中央競技団体に参加条件を確認したうえで参加してください。

Q.3 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。

A.3 できません。

上記(1)参加資格ーカ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.4 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。

A.4 できます。

上記(1)参加資格ーエ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。(一部競技を除く)

Q.5 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.5 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。

しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.6 予選会の免除があると聞きましたが。

A.6 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育・スポーツ協会又は当該競技団体にお問合せください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(7) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] ・ 2024年4月30日以前（冬季大会は2023年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[18] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[16] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。 [17] 「日常生活」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [18] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
(イ) 勤務地	・ 2024年4月30日以前（冬季大会は2023年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[19] 「主たる勤務実態」については、別紙『『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準』に基づき認定する。 [20] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(ウ) ふるさと （別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。） [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[21] ・ 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22]	[21] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。 [22] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
[成年種別]		
a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地（会社、事務所等の勤務場所）となります。
- Q.4 国スポには、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1)参加資格ーカ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1)参加資格ーウ参照】
- Q.5 上記(2)「所属都道府県」ーアー(ウ)に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。
A.5 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足
(2)所属都道府県			
イ 少年種別	(7) 居住地を示す現住所	・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23]、[24] ・ 2024年4月30日以前（冬季大会は2023年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[25] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[23] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 [24] 「日常生活」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [25] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。
	(4) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）	・ 2024年4月30日以前（冬季大会は2023年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[26] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者は学校所在地から参加することはできない。[27]～[29] (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	[26] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。 [27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） [28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 [29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
	(9) 勤務地	・ 2024年4月30日以前（冬季大会は2023年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[30]、[31] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	[30] 「主たる勤務実態」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [31] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
	(5) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[32] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。[33] ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国スポ参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[34]	[32] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [33] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。 [34] 左記の解釈は、上記「(1)「参加資格」－ウ－(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
	※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から本大会終了時（2024年10月15日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
	「少年種別」		
	a 別記2「「一家転住」に伴う特例措置」の適用を受ける者		
	b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	・ 「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。	
	c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「第1条校の所在地」（「学校所在地」）としての条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校（第1条校）の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国スポにおける所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。（10頁【参考】参照）

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。	・ 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 [35]	[35] 2006年4月1日以前(冬季大会は2005年4月1日以前)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 2006年4月2日以降(冬季大会は2005年4月2日以降)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・ 陸上競技成年種別・共通(4×100mリレー、男女混合4×400mリレー)、水泳水球女子種別、水泳オープンウォータースイム、女子種別、フットボール女子種別に参加する選手は、2006年4月2日以前に生まれた者は、少年種別に参加資格を適用する。 令和5年度第3回国スポ委員会において決定予定 トランポリン男子、ラグビー、ゴルフ女子種別
(ア) 成年種別に参加する者は、2006年4月1日以前に生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2005年4月1日以前に生まれた者とする。	
(イ) 少年種別に参加する者は、2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者とする。	・ 冬季大会については、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。	
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024年4月1日を基準とする。	・ 冬季大会については、2023年4月1日を基準とする。 ・ 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。	
イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(2009年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者)とする。	・ 第78回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 【本大会】 陸上競技、水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング)、水球【女子】、オープンウォータースイム、シンクロナイズドスイミング、レスリング、ライムボクシング、ボクシング 令和5年度第3回国スポ委員会において決定予定 ※2009年4月1日から2009年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 スキー、スケート ※スキー、スケート競技については2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれたものとする	
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		

- Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国スポに参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。
A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国スポにおいては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。
- Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。
A.2 上記(3)「選手の年齢基準」ーアー(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。
つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「2006年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」となり、「2006年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」と)となります。
- Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」ーイの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。
A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。
- Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。
A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」		
(1) 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	・ 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない。 ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」ーアー（ア）（本大会：2006年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2005年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。	
(2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。	・ 「卒業小学校」、「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 （1）高等専門学校を卒業した者 （2）通信による教育を行う課程を卒業した者 （3）高等学校の専攻科、別科を卒業した者	
(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。	・ 「永住者」（「特別永住者」を含む）については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 ・ 「日本国籍を有する者及び『永住者』に該当しない者については、2024年4月30日（冬季大会は2023年4月30日）以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。〔36〕	〔36〕「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。〔37〕	〔37〕 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項ー(1)ー1ー①（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。	・ 前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。	
(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定め た参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

- Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。
A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
- Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。
A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。
- Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるでしょうか。
A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
- Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。
A.4 国スポにおいては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
- Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。（上記(1)参加資格ーウー（ア）成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）
- Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国スポに参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。
A.6 できます。2大会の間を置かずとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。
なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）
- Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。
A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。
- Q.8 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていれば、現在留学等で海外に在住していても活用できますか？
A.8 できます。
- Q.9 都道府県選択方法において「ふるさと選手制度」と「居住地」の両方が適用できる場合、どちらを選択すれば良いですか？
A.9 どちらでも可です。ただし、ふるさと選手制度は原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。また、ふるさと選手制度を利用しA県から参加(○)した選手が同じA県から「居住地」として出場し、再度ふるさと選手制度を利用しA県から参加する(◎)場合、所属県が変わりはないものの、都道府県選択方法を変更した履歴があるため後者のふるさと利用(◎の場合)は「2回目」の利用となります。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-④(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。	・ ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-ア-イ(本大会：2006年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：2005年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。 ア 親の転勤による一家の転居 イ 親の結婚、離婚による一家の転居 ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居		
(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。 ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会(以下、「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告すること。 イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告し了承を得ること。	・ ここでいう「転居元」とは、転居前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 ・ ここでいう「転居先」とは、転住後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。 (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合 イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合 ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合 (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

- Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。
A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。
- Q.2 上記1-(2)-イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。
A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。
- Q.3 上記1-(2)-ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
A.3 やむを得ない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】 ◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)
「学校教育法」
第1条
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
第134条
第1条に掲げるものの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。
第32条
小学校の修業年限は、6年とする。
第47条
中学校の修業年限は、3年とする。
第56条
高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。
「学校教育法施行規則」
第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)
学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。		
(1) 対象者		
ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[38] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。	[38] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。	
(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県 (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	・ ここでいう「少年種別」とはP8(3)「選手の年齢基準」-ア-イ(本大会:2006年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2005年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国スポ参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。[39]	[39] 左記の解釈・説明は、P3「(1)参加資格-ウ-(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	・ ここでいう「成年種別」とは、P8(3)「選手の年齢基準」-ア-ア(本大会:2006年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2005年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。[40]	[40] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用 (1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-⑤(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 [注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-⑤(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国スポにはどの都道府県から参加できるのでしょか。

A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」(アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地)が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。
詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。		
1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。		
(1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者	・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。〔41〕 ・ 冬季大会については、第24回オリンピック冬季競技大会（2022年・北京）に参加した者を対象とする。	〔41〕 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
(2) 2024年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア JOCオリンピック強化指定選手 イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者 ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	・ 冬季大会については、2023年10月31日時点とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。〔42〕	〔42〕 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
2 特例の内容		
(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。	・ 都道府県大会の開催方法等（選抜方法、選考基準等）については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体が決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。〔43〕	〔43〕 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。
(2) 資格要件（日数要件の緩和） 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。	・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地	
ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること	・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。	・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「特別国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照	
(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。		
3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-①のとおりとする。	・ 第77回又は特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第77回又は特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。	

- Q.1 特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？
A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。
ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高等学校所在地から出場することは可能です。
- Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択して出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。
(A県にはほとんど行っていません。)
この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？
A.2 ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。
詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】		
1 特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。		
2 特例の内容		
(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくても、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。		
(ア) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2024年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。	・ 冬季大会については、2023年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。[44]	[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)・②(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。	・ 第77回大会とは、2022年に開催された各季大会 →冬季大会（秋田県・栃木県） ・ 特別大会とは、2023年に開催された各季大会 →冬季大会（岩手県・青森県）/本大会（鹿児島県）	
(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2024年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。	・「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。[45] ・ 冬季大会については、2023年4月30日以降とする。	[45] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。		
Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国スポには出場できますか？ A.1 特例対象県から出場することが可能です。 また、避難先において「(2)所属都道府県」における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。 Q.2 第77回大会に特例対象県のA県から出場しており、特別大会では避難先のB県から出場しました。この場合、第78回大会はどこの県から出場できますか？ A.2 第78回大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。		

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年8月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
2 特例の内容		
(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会に参加した者が、第79回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合		
(3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2011～2012年度(小学校は2015年度)に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。	・ 左記要件以外については、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。	

Q.1 2011年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2013年3月に卒業しました。その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？

A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

第 78 回国民スポーツ大会（佐賀県）実施要項総則（抜粋）

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 78 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024

年4月30日以前から本大会終了時（2024年10月15日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2006年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2009年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔国民スポーツ大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
- (2) 2024年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び2023年開催の特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2024年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会に参加した者が、第 79 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会（2024 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2023 年 8 月 24 日版）

● 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
A 選手	北海道 (居住地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【 事例 1：新卒業者 】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
B 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2023.3 月卒業	秋田県 (居住地) (秋田県へ転居) 「新卒業者」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
C 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2022.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
D 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2022.3 月卒業	— (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
E 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2022.3 月卒業	富山県 (居住地) (富山県へ転居) 「新卒業者」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)
F 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	— 〔大学 4 年〕 2023.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)

対象者：

第 78 回冬季大会[2024 年]：

参加状況		卒業年度
第 77 回	特別	
参加	参加	2022 年度（2023.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2021 年度（2022.3 月）以降に卒業した者

※B・C 選手の事例：

それぞれの選手は「新卒業者」特例を適用し、大会に参加する例。

※D 選手の事例：

D 選手は、第 77 回大会に参加し、大学卒業後の特別大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、特別大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 77 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 78 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、特別大会と異なる都道府県から参加することができない。

※F 選手の事例：

F 選手は、第 77 回大会に参加し、大学 4 年生時の特別大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
G 選手	北海道 (居住地)	北海道 (居住地) 大会後結婚 (秋田県へ転居)	秋田県 (居住地) 「結婚」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
H 選手	北海道 (居住地)	— 大会後結婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
I 選手	北海道 (居住地) 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
J 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (青森県へ転居)	青森県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
K 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (栃木県へ転居)	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
L 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (富山県へ転居)	富山県 (居住地) 「結婚」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)

対象者：

第 78 回冬季大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加	参加	2022 年 5 月 1 日以降、2023 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加	不参加	
参加	不参加	2021 年 5 月 1 日以降、2023 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※G・H・I 選手の事例：

それぞれの選手は「結婚又は離婚に係る者」特例を適用し、大会に参加する例。

※J 選手の事例：

J 選手は、「結婚又は離婚に係る者」特例を特別大会出場時に適用し、さらに第 78 回大会出場時にも適用する例。

※K 選手の事例：

K 選手は、第 77 回大会に参加し、結婚後の特別大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、第 77 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※L選手の事例：

L選手は、特別大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第77回大会と異なる都道府県から参加したため、第78回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、特別大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第77回大会 〔高校1年生〕	特別大会 〔高校2年生〕	第78回大会 〔高校3年生〕	第79回大会
M選手	—	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (秋田県へ転居)	秋田県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2024.3月卒業	秋田県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	北海道 (学校所在地)	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	栃木県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2024.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	—	栃木県 (居住地) 「一家転住」適用 2024.3月卒業	栃木県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (神奈川県 高校へ転校)	神奈川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	神奈川県 (学校所在地) 2024.3月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第78回冬季大会〔2024年〕：

参加状況		手続き完了期間
第77回	特別	
参加	参加	特別大会終了後、第78回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	第77回大会終了後、第78回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※M選手の事例：

特別大会に学校所在地で参加した後、一家転住を行い、第78回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※N選手の事例：

特別大会終了後、第78回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第77回大会に参加し、特別大会は不参加だったが、第78回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第78回大会においては、当該特例が適用され、第77回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、特別大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第77回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される第79回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
Q 選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	東京都 (居住地)	東京都 (居住地)
R 選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと
S 選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1 回目①)	栃木県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2 回目①)	栃木県 ふるさと (2 回目②)
T 選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1 回目①)	栃木県 ふるさと (1 回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U 選手	北海道 (居住地)	秋田県 ふるさと (1 回目①) 2022.3 月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2 回目①)
V 選手	栃木県 ふるさと (1 回目①)	—	栃木県 ふるさと (1 回目②)	栃木県 ふるさと (1 回目③)	栃木県 ふるさと (1 回目④)	東京都 (勤務地)
W 選手	栃木県 ふるさと (1 回目①)	—	栃木県 ふるさと (1 回目②)	—	栃木県 ふるさと (1 回目③)	東京都 (勤務地)
X 選手	秋田県 ふるさと (1 回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1 回目②)	秋田県 ふるさと (1 回目③)	東京都 (勤務地)
Y 選手	秋田県 ふるさと (1 回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1 回目②)	—	秋田県 ふるさと (1 回目③)

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ Q 選手の事例：

基本的な例 1。ふるさと選手制度を 2 年以上連続して活用し、その後出場都道府県を変更する例。

※ R 選手の事例：

基本的な例 2。ふるさと選手制度を 2 年以上連続して活用する例。

※ S 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は「原則として、1 回につき、2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回まで」とされているため、使用例を示した事例となる。

※ T選手の事例：

「ふるさと」から参加する選手は開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しない、を示した事例。

※ U選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、特別大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ V～Y選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2023 年 8 月 24 日版）

● **第 78 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則**

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
A 選手	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
B 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
C 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2024.3 月卒業	— (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回大会[2024 年]：

参加状況		卒業年度
第 77 回	特別	
参加 不参加	参加	2023 年度（2024.3 月）以降に卒業した者
参加	不参加	2022 年度（2023.3 月）以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B 選手の事例：

B 選手は、特別大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、特別大会に参加し、大学卒業後の第 78 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
D 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
		大会後離婚	「離婚」適用		
E 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	—	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
		大会後結婚 (佐賀県へ転居)		[佐賀県に居住] 「結婚」適用	
F 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
		大会後結婚 (佐賀県へ転居)	「結婚」適用 大会後離婚 (佐賀県へ転居)	「離婚」適用	

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加	参加	2023 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	2022 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、特別大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、特別大会に参加し、結婚後の第 78 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	第 77 回大会 〔中学 3 年生〕	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕	第 80 回大会
G 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
I-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用

	第 77 回大会 〔高校 1 年生〕	特別大会 〔高校 2 年生〕	第 78 回大会 〔高校 3 年生〕	第 79 回大会	第 80 回大会
H-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2025.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2025.3 月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会〔2024 年〕：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加 ----- 不参加	参加	特別大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第 77 回大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G 選手の事例：

G 選手は、特別大会に参加し、第 78 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。

※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。

④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
J 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)
K 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
L 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2 回目①)	鹿児島県 ふるさと (2 回目②)
N 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	—	—	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)
		(1 回目①)				

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の事例：

L 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の事例：

ふるさと選手制度第 5 条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 79 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※O 選手、P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 1 回につき 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、1 年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1 回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
Q選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
R選手	鹿児島県 (居住地) 2024.3月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S選手	鹿児島県 (学校所在地) 2024.3月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ Q選手、R選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ S選手の事例：

S選手は、特別大会で学校所在地から参加し、第78回大会は不参加であったが、第79回大会は「新卒業者」を適用し、特別大会とは異なる都道府県から参加した。第80回大会時(高校3年生時)にJOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第79回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ T選手の事例：

T選手は、第78回大会(高校1年生時)及び第79回大会(高校2年生時)は不参加であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第80回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	特別大会 〔中学 3 年生〕	第 78 回大会 〔高校 1 年生〕	第 79 回大会 〔高校 2 年生〕	第 80 回大会 〔高校 3 年生〕
U 選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2024.3 月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U 選手の事例：

U 選手は、特別大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第 79 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、T 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日以前から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
 - ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。
- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分できるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月 1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月 1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定
令和5年8月24日	一部改定

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 実施要項

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会 場 地	式典・競技	日 程								会 場		
		2024 年 1 月					2 月					
		27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	1 木	2 金	3 土			
苦 小 牧 市	開 始 式	午後 ◎								苫小牧市民会館		
	表 彰 式 (ス ケ ー ト)					午後 ◎				苫小牧市 ハイランドスポーツセンター		
	表 彰 式 (アイスホッケー)								午後 ◎	nepia アイスアリーナ		
	ス ケ ー ト	スピードスケート		○	○	○	○				苫小牧市 ハイランドスポーツセンター	
		ショートトラック		○	○						苫小牧市 新ときわスケートセンター	
		フ ィ ギ ュ ア		○	○	○	午前 ○				nepia アイスアリーナ	
	ア イ ス ホ ッ ケー	少年の部						○	○	○	nepia アイスアリーナ	
								○	○	○	○	ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ
								○				苫小牧市 新ときわスケートセンター
		成年の部					午後 ○	○	○	○	nepia アイスアリーナ	
						○	○	○	○	○	ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ	
						○	○				苫小牧市 新ときわスケートセンター	

全国会議

全国代表者会議	書面開催	・会議資料を事前送付 ・質問は、メールで受け付け ・回答は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

2 実施要項総則

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」は、北海道・苫小牧市の魅力を全国に発信するとともに、雄大な樽前山の麓、広大な太平洋に臨んだ、清新で活力あふれる苫小牧にふさわしい実りある大会を目指す。

また、昭和41年に全国で初めて「スポーツ都市宣言」を行った街として、この大会の開催を契機に、苫小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くとともに、全国に「活みなぎる「スポーツ都市」とまこまい」を発信する。

実 施 方 針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競 技 会 名	会 期	会場地
ス ケ ー ト 競 技 会	2024年1月28日（日）～1月31日（水） 4日間	苫小牧市
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会	2024年1月30日（火）～2月 3日（土） 5日間	

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2024年1月4日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第77回又は2023年開催の特別大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の 1 年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

（ウ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

（2）所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

（エ）別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時（スケート競技会 2024 年 1 月 31 日／アイスホッケー競技会 2024 年 2 月 3 日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記 4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2『『一家転住等』に伴う特例措置』の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日に生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。
ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種目などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第78回国民スポーツ大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2024年1月4日（木）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項17ページ)にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

[注]スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項17ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2024年1月5日（金）

イ 納 入 先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- （１）１都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計５名以内とする。
- （２）上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。
- （３）上記（１）及び（２）による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- （４）上記（１）及び（２）による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- （５）都道府県選手団本部役員の１日当たりの編成人数については、上記（１）及び（２）による人数を上限とする。
- （６）都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「８ 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- （１）視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、2025 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- （２）視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「８ 参加申込方法」に定める方法により行う。
- （３）視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

- （１）大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- （２）各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する

契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別の年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項―(1)―③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。
 - （1）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - （2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - （3）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - （1）転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - （2）転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が J O C エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者。

(2) 2023年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めず、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2024年1月31日/アイスホッケー競技会 2024年2月3日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2024年1月31日/アイスホッケー競技会 2024年2月3日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

（1）特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会 2024年1月31日／アイスホッケー競技会 2024年2月3日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（2）避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会に参加した者が、第 79 回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

（３）避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地。なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 年度から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：_____）
2. 怪我のため
3. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)	
氏 名			年	月	日生 (歳)
連絡先 (TEL)※1			連絡先 (メール)※1		
所属区分※2			所属の所在地※3		
プログラム掲載用所属					
第 77 回大会 参加都道府県名			特別大会 参加都道府県名	例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無		有の場合 登録番号等		
その他の必要事項(身長、体重、記録等)					
JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号		有効 期限	年 月	

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第 78 回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地

エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第 78 回大会)と特別大会(不出場の場合は第 77 回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年)
6. 東日本大震災に係る特例措置)

年 月 日

当該中央競技団体会長(代表者) 殿

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長(代表者)

協会・連盟

会長(代表者)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- （1）実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛に提出すること。
- （2）添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- （1）当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）、北海道実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- （2）中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- （1）都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- （2）大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

- ※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。
- ※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。
- ※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2024年1月28日（日）から1月31日（水）まで（4日間）

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2024年1月28日（日）から1月31日（水）まで（4日間）
ショートトラック	2024年1月28日（日）から1月29日（月）まで（2日間）
フ ィ ギ ュ ア	2024年1月28日（日）から1月31日（水）まで（4日間）

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
苫小牧市	ス ピ ー ド	苫小牧市ハイランドスポーツセンター
	ショートトラック	苫小牧市新ときわスケートセンター
	フ ィ ギ ュ ア	nepia アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

（1）種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

イ ショートトラック

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・5000mR
成 年 女 子	500m・1000m・3000mR
少 年 男 子	500m・1000m
少 年 女 子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成 年 男 子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成 年 女 子	
少 年 男 子	
少 年 女 子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県	小計	合計
成年男子	12 名以内	30 名以内	47	1 都道府県 66 名以内	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。前年度の国体の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 5 名以内とし、競技は 4 名で行う。

16 位までの都道府県少年男女種別と 17 位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも 1 都道府県 1 チーム 2 名とする。

参加都道府県は、a から c に該当する最大 16 チームである。

a 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位 8 チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m 標準シングルトラック (C タイプ)」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8 名以内 (男女 500m、男女 1000m、男女 1500m)

b 12 名以内 (男子 5000m、男子 10000m、女子 3000m)

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が 9 名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女 500m、1000m、1500m については、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500m とリレー競技では、決勝 A (1 位～4 位) 及び決勝 B (5 位～8 位) を行い、順位を決定する。

ただし、参加者 (チーム) が 6 名 (チーム) 以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始 1 時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始 30 分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m (1 回)、1500m (1 回)、3000m (2 回)、5000m (4 回)、10000m (8 回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000m を除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

カ 出場選手の安全装具の装着について、下記の通り定める。

(ア) レーシングスーツはカットレジスタンス素材（部分的含む）が望ましい

(イ) ASTM 基準のヘルメットの着用

(ウ) 革製又はカットレジスタンス素材の手袋の着用

(エ) シンガード（脛あて）の着用

(オ) ネックプロテクションの着用

(カ) アンクルプロテクションの着用

(キ) ブレードの両端は最小半径 10mm で丸くされていること

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 2022 年国際スケート連盟特別規程、技術規程に準ずる。採点は ISU ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手 32 名以内によってショートプログラムを行い、上位 24 名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]①1名では参加できない。

②2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2022年国際スケート連盟技術規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2022年国際スケート連盟技術規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒±10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分±10秒、少年男子・少年女子3分30秒±10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2024年1月4日(木)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/> なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

E-mail : koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケートコーチ2、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上(スピード・ショート)の資格を有する者(バッジテスト認定証は、必ず持参すること。)

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第78回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2024 年 1 月 8 日 (月) 13:00～
場 所 苫小牧市役所 9 階第 2 委員会室
電 話 0144-84-7433

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 8 日 (月) 14:30～
場 所 苫小牧市役所 9 階第 2 委員会室
電 話 0144-84-7433

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14:30～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 13:00～
場 所 苫小牧市民会館 205 号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 13:00～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 16:30～
場 所 ハイランドスポーツセンター
電 話 0144-34-3522

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14:00～
場 所 苫小牧市民会館 205 号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア (レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14:00～
場 所 苫小牧市民会館 203 号室
電 話 0144-33-7191

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2024年1月30日(火)から2月3日(土)まで(5日間)

種 別	1月30日(火)	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月3日(土)
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子		1回戦	準々決勝 順位決定戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場	住 所
苫小牧市	nepia アイスアリーナ	苫小牧市若草町2丁目4-1
	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ	苫小牧市北栄町3丁目2-3
	新ときわスケートセンター	苫小牧市ときわ町3丁目8-1

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県数	小 計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始 25 分前から 10 分間とし、競技時間は、1 試合を第 1、第 2、第 3 ピリオドの 3 回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。
成年・少年とも 1・2 回戦は各ピリオド正味 15 分、これ以外の試合は各ピリオド正味 20 分とし、インターバルは全ての試合 10 分とする。
- (5) 1・2 回戦で第 3 ピリオド終了時に同点の場合は、直ちに 3 名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。決しない場合は、1 名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
これ以外の試合で第 3 ピリオド終了時に同点の場合は、3 分間の休憩後、5 分間のサドンデス方式による「3 on 3 方式」の延長ピリオドを行う。決しない場合は、3 名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1 名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 全ての試合において、10 点差以上の得点差がついた時点で、次のフェイスオフ以降のゲームタイムは、ランニングタイムとする。

ア 点差が縮まった場合でも、継続する。

イ 次の場合は、時計を止めるものとする。

(ア) 得点時一旦止めるが、レフェリーがオフィシャルに報告にきた時点で、直ちにスタートする。

(イ) 反則発生時一旦止める。次のフェイスオフでスタートする。

(ウ) 選手が負傷し交代に時間を要する場合やチームからの質問などで時間を要する場合などは、レフェリーの指示で時計を止める。次のフェイスオフでスタートする。

ウ 反則時間終了時にプレーが止まっていたら、その選手は次のフェイスオフでパックがドロップされるまでペナルティーベンチから出られない。

- (7) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなかった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中 国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	北海道	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 参加申込、交代

「2 実施要項総則」8に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は6(3)に掲げる監督要件を有する者に限る。

8 総合成績決定方法

総合成績(天皇杯得点)は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位

までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表 彰

(1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加上の注意

(1) 2024年1月4日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局
E-mail:koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

(2) 監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め6人以内とする。

(3) J.I.H.F.2021～2022 発第312号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウンストラップを備え付けること。

(4) J.I.H.F.2021～2022 発第226号〔通達〕に基づき、1974年12月31日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。

(5) 少年に参加するプレイヤーは、J.I.H.F.2021～2022 発第226号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

(6) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

11 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア 日 時 2024 年 1 月 10 日 (水) 14:00～
イ 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
ウ 電 話 03-5843-0375 (公益財団法人日本アイスホッケー連盟)

(2) 監督会議

ア 日 時 2024 年 1 月 29 日 (月) 15:00～
イ 場 所 苫小牧市民会館 小ホール
ウ 電 話 0144-33-7191

12 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式 典 次 第

【第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2024年1月27日（土）

場 所 苫小牧市民会館

順	次 第	時 刻
1	開場	16：30
2	役員・選手団集合開始	16：30
3	役員・選手団着席完了	17：05
4	歓迎アトラクション	17：10
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	17：30
6	開式通告	17：45
7	競技会開始宣言	17：46
8	国旗儀礼	17：49
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	17：51
10	大会会長トロフィー返還	17：53
11	日本スポーツ協会あいさつ	17：57
12	スポーツ庁あいさつ	18：00
13	中央競技団体あいさつ	18：03
14	歓迎のことば	18：06
15	選手代表宣誓	18：09
16	閉式通告	18：13
17	役員・選手団解散	18：14

【第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2024 年 1 月 31 日 (水)

場 所 苫小牧市ハイランドスポーツセンター

順	次 第	時 刻
1	開場	1 4 : 3 0
2	役員・選手団集合開始	1 4 : 3 0
3	役員・選手団着席完了	1 4 : 5 9
4	開式通告	1 5 : 0 0
5	成績発表	1 5 : 0 1
6	スケート競技会表彰状授与	1 5 : 0 4
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	1 5 : 1 7
8	中央競技団体あいさつ	1 5 : 1 9
9	会場地あいさつ	1 5 : 2 2
10	国旗儀礼	1 5 : 2 5
11	競技会終了宣言	1 5 : 2 7
12	閉式通告	1 5 : 3 0
13	役員・選手団解散	1 5 : 3 1

【第 78 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2024 年 2 月 3 日 (土)

場 所 nepia アイスアリーナ

順	次 第	時 刻
1	開場	1 5 : 3 0
2	役員・選手団集合開始	1 5 : 3 0
3	役員・選手団着席完了	1 5 : 5 9
4	開式通告	1 6 : 0 0
5	成績発表	1 6 : 0 1
6	表彰状授与	1 6 : 0 4
7	大会会長トロフィー授与	1 6 : 1 3
8	中央競技団体あいさつ	1 6 : 1 5
9	会場地あいさつ	1 6 : 1 8
10	国旗儀礼	1 6 : 2 1
11	競技会終了宣言	1 6 : 2 3
12	閉式通告	1 6 : 2 6
13	役員・選手団解散	1 6 : 2 7

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、合同で第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000 円～16,000 円※1	4,200 円～11,200 円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600 円～17,600 円	4,620 円～12,320 円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除（委託業者が決定してから確定）

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時まで申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800 円～12,800 円	5,400 円～14,400 円
	10%	5,280 円～14,080 円	5,940 円～15,840 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2024年1月25日（木）15時から2024年2月4日（日）10時までとする。

7 宿泊の申込み

（1）宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

（2）選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。

（3）インターネット等による宿泊の申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、北海道産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。
- なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,000 円以内
	8 %	1,080 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指定された場所に保管する。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来道する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

大会参加者については、原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 指定集合地の設定

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、開始式、表彰式及び競技会場他における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

自家用車での開始式、表彰式会場及び競技会場への乗入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行う。

（3）車両等及び駐車場の確保

大会参加者の輸送に必要な車両等については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く苫小牧市民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

（1）救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

（2）医薬品、救急自動車等の配備

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

（3）宿舎における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- （1）医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。
- （2）大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会及び苫小牧市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和5年6月6日一部改定

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附則 本規程は、昭和41年 4月 1日制定

昭和45年 1月22日一部改定

昭和48年 7月10日一部改定

昭和54年 5月 9日一部改定

平成17年 6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年 4月 1日一部改定

令和 5年 6月 6日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	T E L
		F A X
公益財団法人 日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 北海道スポーツ協会	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号	011-820-1701
		011-833-0705
一般財団法人 北海道スケート連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-833-0701
		011-833-0777
一般財団法人 北海道アイスホッケー連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-788-2811
		011-788-2812
第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課 内	011-204-5209
		011-232-1098
第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会スケート競技会・アイ スホッケー競技会事務局 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会	〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室 内	0144-84-7433
		0144-34-7717